

令和2年4月以降、 さらに電子申請が利用しやすくなります！

現在 電子申請するためには電子証明書が必ず必要



令和2年4月以降：無料で取得可能なID・パスワード(G Biz ID)で電子申請可能
電子証明書が無くても、電子申請が可能になります！

※ID・パスワードは今でも取得可能です。

① G Biz IDとは？

「G Biz ID」は、経済産業省により整備された1つのID・パスワードで複数の行政サービスにアクセスできる事業者向けの認証サービスです。「G Biz ID」から無料で取得できるID・パスワードにより、社会保険（労働保険を含む）手続きができるようになります。（今後、補助金申請等、様々な電子申請で順次利用可能となる予定）

② G Biz IDの取得方法

1. G Biz IDのホームページから「gBizID プライム作成」ボタンを押下して申請書を作成・ダウンロード



→「G Biz ID」には、2種類のアカウントがありますが、社会保険（労働保険を含む）の手続きには「gBizID プライム」のアカウントが必要です。



<https://gbiz-id.go.jp/top/>

※「G Biz ID」の詳細い内容、手続きについては、上記ホームページを参照ください。

2. 作成した申請書と印鑑証明書を「G Biz ID 運用センター」に送付
3. 申請が承認されるとメールが到着（審査に2週間程度必要となります。）
4. メールに記載されたURLをクリックしてパスワードを設定
5. 手続き完了！

③ G Biz IDによる電子申請

機構のホームページから無料でダウンロードできる「届書作成プログラム」をご利用いただき、電子申請を行います。

（「G Biz ID」に対応した「届書作成プログラム」は令和2年4月1日に公開予定）

《届書作成プログラムはこちら》※現時点では「G Biz ID」には対応していません。



<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/e-gov.html>